

●個人情報の共同利用の取扱いについて

個人情報保護法では、健康診断事業等について事業主と共同して個人データを利用する場合には①共同利用する旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データ管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当健保組合では、共同利用の内容の公表を健保組合ホームページ及びしんきんけんぼ（電子新聞）等への掲載をもって行うことといたします。

《事業主との共同利用》

①共同利用する旨

当健保組合では、被保険者の健康管理を推進するうえでより効果的な疾病予防事業を実施することを目的に、健診結果等個人データを事業主と共同利用します。

②共同して利用される個人データの項目

- ・「生活習慣病健診」「人間ドック」「婦人科検診」「特定健診」「特定保健指導」等、健保組合で取り扱う各種健診を受診した被保険者にかかわる、氏名・性別・生年月日・事業所名・記号・番号・資格取得・喪失日・健診種別・健診機関・健診日・健診結果（健診データ）・指導内容。
- ・健診未受診者の情報
- ・事業主健診を受診した30歳未満の被保険者にかかわる、氏名・性別・生年月日・事業所名・記号・番号・資格取得・喪失日・健診種別・健診機関・健診日・健診結果（健診データ）・指導内容。

③共同して利用する者の範囲

- ・事業所：当健保組合に加入する事業所
- ・健保組合：総務課保健事業担当

④利用する者の利用目的

健診結果等個人データを事業主と健保組合が共有・活用することにより、受診状況や受診結果を適切に把握し、必要に応じて、保健指導や受診勧奨について双方より働きかけること（コラボヘルス）により、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、重症化予防など、より効果的な疾病予防事業を実施することを目的に利用します。

⑤当該個人データ管理について責任を有する者の氏名または名称

- ・事業所：人事労務担当部長
- ・健保組合：常務理事

《健康保険組合連合会との共同事業》

①共同利用する旨

健保組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、健保組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当健保組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

②共同して利用される個人データの項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

③共同して利用する者の範囲

- ・健保組合：常務理事、事務長、交付金交付事業担当者
- ・健保連：交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
- ・業務処理委託業者：公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

④利用する者の利用目的

当健保組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合から申請を受理するため、当該組合からの申請が間違っていないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

⑤当該個人データ管理について責任を有する者の氏名または名称

- ・健保組合：常務理事
- ・健保連：組合サポート部長